



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除	環境局環境保全課	1
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(栄団地自治会ほか)	地域協働局地域活性課	2
告示	公金事務の委託(ファッション美術館)	経済観光局ものづくり産業課	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	9
告示	補食給食食券代金の徴収業務委託	教育委員会事務局健康教育課	11
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(エアリーヒル西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	12

神戸市告示第164号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和8年6月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域

灘区灘浜東町9番2、9番14、10番6の一部（別図のとおり）

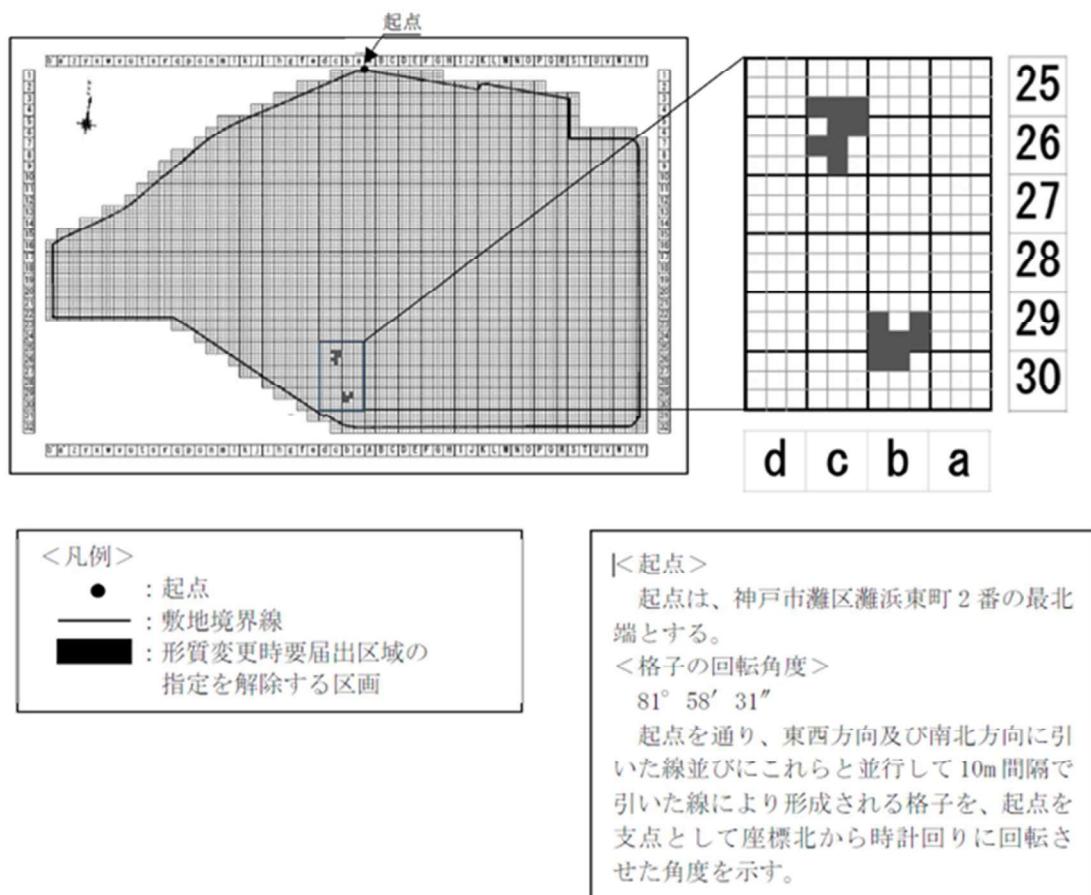
2 特定有害物質の名称

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

別図



令和8年6月23日 神戸市公報第3968号

神戸市告示第172号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、栄団地自治会、若草町自治会、小寺自治会、松が枝町自治会、深江南町4丁目自治会、水谷南自治会、千寿が丘自治会、鈴蘭台友が丘自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	栄団地自治会	若草町自治会	小寺自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町栄290番地の22	神戸市須磨区若草町2丁目19番地の8	神戸市西区伊川谷町小寺252番地
代表者の氏名	有賀 結美	梶 亮太	清水 英高
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄290番地の22	神戸市須磨区若草町1丁目10番地の18	神戸市西区伊川谷町小寺234番地

名称	松が枝町自治会	深江南町4丁目自治会	水谷南自治会
主たる事務所	神戸市北区松が枝町3丁目1番地の88	神戸市東灘区深江南町4丁目7番26号	神戸市西区玉津町水谷3番地の29
代表者の氏名	谷口 政代	片山 寛	今井 誠
代表者の住所	神戸市北区松が枝町1丁目12番地の18	神戸市東灘区深江南町4丁目8番7号	神戸市西区玉津町水谷3番地の29

名称	千寿が丘自治会	鈴蘭台友が丘自治会
主たる事務所	神戸市西区高雄台30番1号	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目9番3号
代表者の氏名	石田 秀一	岡村 信行
代表者の住所	神戸市西区高雄台27番12号	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目8番11号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 栄団地自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	植野 智也	有賀 結美
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄290番地の9	神戸市西区押部谷町栄290番地の22
事務所の住所	神戸市西区押部谷町栄290番地の9	神戸市西区押部谷町栄290番地の22

(2) 若草自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	井上 裕	梶 亮太
代表者の住所	神戸市須磨区若草町2丁目3番地の18	神戸市須磨区若草町1丁目10番地の18

(3) 小寺自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	植條 峰雄	清水 英高
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町小寺11番地	神戸市西区伊川谷町小寺234番地

(4) 松が枝町自治会

令和8年4月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	原 絹子	谷口 政代
代表者の住所	神戸市北区松が枝町1丁目7番地の3	神戸市北区松が枝町1丁目12番地の18

(5) 深江南町4丁目自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中井 新三郎	片山 寛
代表者の住所	神戸市東灘区深江南町4丁目10番19号	神戸市東灘区深江南町4丁目8番7号

(6) 水谷南自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	南 恵津子	今井 誠
代表者の住所	神戸市西区玉津町水谷3番地の26	神戸市西区玉津町水谷3番地の29
事務所の住所	神戸市西区玉津町水谷3番地の26	神戸市西区玉津町水谷3番地の29

(7) 千寿が丘自治会

令和8年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西 かおり	石田 秀一
代表者の住所	神戸市西区高雄台27番35号	神戸市西区高雄台27番12号

(8) 鈴蘭台友が丘自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	辻 弘代	岡村 信行
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目14番1号	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目8番11号

神戸市告示第173号

神戸ファッション美術館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 神戸新聞地域創造・神戸新聞事業者共同事業体
代表者 株式会社神戸新聞地域創造
代表取締役 豊川 聡

- (2) 事務所の所在地 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 使用料
(2) 物品売買代金

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市経済観光局ものづくり産業課
(2) 電話 078（984）0349

神戸市告示第174号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月7日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月9日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月11日	
	中央区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月12日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月18日	
	中央区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月22日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 48 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月27日	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 0 台 原動機付自転車 8 台		

令和8年6月23日 神戸市公報第3968号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 23 台 原動機付自転車 1 台	令和8年5月7日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月8日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月12日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月14日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月19日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月20日
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月25日
	兵庫区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月27日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和8年5月28日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	

神戸市告示第175号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年5月7日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和8年5月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和8年5月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年5月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和8年5月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年5月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年5月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和8年5月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和8年5月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和8年5月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
		自転車 169台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の第1項の規定により次に掲げる学校に係る補食給食食券代金の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 学校名及び受託者

学校名	委託先
神戸市立神戸工科高等学校	大阪府中央区南本町1丁目7番15号 株式会社馬渕商事大阪支店 代表者 支店長 西谷 友秀
神戸市立楠高等学校	神戸市兵庫区御崎本町2丁目2番1号 鶴家給食 代表者 石田 邦子
神戸市立摩耶兵庫高等学校	神戸市須磨区板宿町3丁目7番24号 株式会社とくしま 代表者 代表取締役 大西 政雄

2 委託を開始した日

令和8年4月1日

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年6月12日

神戸市長 久元 喜造

1 建築協定の名称

エアリーヒル西神南建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区井吹台北町3丁目1番地の1 他